市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区 (南小林)	令和3年3月19日	

① 地区内の耕地面積	60.1ha
② アンケート調査等に回答した農地所有者または耕作者の耕地面積の	33.5ha
合計	
③ 区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計	14.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.3ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の	5.2ha
合計	
(備考)	
③ i は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、「そ	
の他」と回答したものの農地の面積の集計	
③ ii は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、アン	
ケートに未回答もしくはアンケート未実施の者の農地の面積の集計	
なお、③のうち、「後継者がいない」と回答した者の農地の合計面積は、	
2.4ha である。	

2 対象地区の課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は1経営体である。その他、人・農地プランにおいて2経営体が中心経営体に位置付けられている。中心経営体の引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積および後継者不在の農業者の耕作面積の合計が、6.5ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 1 経営体、非認定農業者 2 経営体および現在の入り作者 (他集落における中心経営体) が担うこととするほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区 (上泉)	令和3年3月19日	

① 地区内の耕地面積	77.5ha
② アンケート調査等に回答した農地所有者または耕作者の耕地面積の	61.0ha
合計	
③ 区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計	9.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.6ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の	12.8ha
合計	
(備考)	
③ i は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、「そ	
の他」と回答したものの農地の面積の集計	
③ ii は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、アン	
ケートに未回答もしくはアンケート未実施の者の農地の面積の集計	
なお、③のうち、「後継者がいない」と回答した者の農地の合計面積は、	
4.2ha である。	

2 対象地区の課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は2経営体、認定新規就農者が3経営体である。その他、人・農地プランにおいて3経営体が中心経営体に位置付けられている。中心経営体の引き受ける意向のある耕作面積が、75歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積および後継者不在の農業者の耕作面積の合計を超えており、農地の受け手は確保されている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 2 経営体、非認定農業者 3 経営体、認定新規就農者 3 経営体および現在の入り作者(他集落における中心経営体)が担うこととするほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、基盤整備の区域においては、特に、担い手への集積を進める。

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区 (下泉)	令和3年3月19日	

① 地区内の耕地面積	47.9ha
② アンケート調査等に回答した農地所有者または耕作者の耕地面積の	39.8ha
合計	
③ 区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計	11.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.3ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の	3.4ha
合計	
(備考)	
③ i は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、「そ	
の他」と回答したものの農地の面積の集計	
③ ii は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、アン	
ケートに未回答もしくはアンケート未実施の者の農地の面積の集計	
なお、③のうち、「後継者がいない」と回答した者の農地の合計面積は、	
Oha である。	

2 対象地区の課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は2経営体である。その他、人・農地プランにおいて2経営体が中心経営体に位置付けられている。中心経営体の引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積および後継者不在の農業者の耕作面積の合計が0.9ha超えており、新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 2 経営体および非認定農業者 2 経営体および現在の入り作者 (他集落における中心経営体)が担うこととするほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区 (井岡)	令和3年3月19日	

	ı	1
1	地区内の耕地面積	42.9ha
2	アンケート調査等に回答した農地所有者または耕作者の耕地面積の	35.1ha
	合計	
3	区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計	8.3ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
4	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の	1.7ha
	合計	
(備	有考)	
③ i	は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、「そ	
の他	1」と回答したものの農地の面積の集計	
③ ii	は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、アン	
ケー	- トに未回答もしくはアンケート未実施の者の農地の面積の集計	
なお	3、③のうち、「後継者がいない」と回答した者の農地の合計面積は、	
3.6ł	na である。	

2 対象地区の課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は3経営体である。その他、人・農地プランにおいて4経営体が中心経営体に位置付けられている。中心経営体の引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積、後継者不明の農業者の耕作面積および後継者不在の農業者の耕作面積の合計が6.3ha超えており、新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 3 経営体および非認定農業者 4 経営体および現在の入り作者 (他集落における中心経営体)が担うこととするほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区 (小袋)	令和3年3月19日	

① 地区内の耕地面積	102.5ha
② アンケート調査等に回答した農地所有者または耕作者の耕地面積の	85.1ha
合計	
③ 区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計	23.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の	13.95ha
合計	
(備考)	
③ i は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、「そ	
の他」と回答したものの農地の面積の集計	
③ ii は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、アン	
ケートに未回答もしくはアンケート未実施の者の農地の面積の集計	
なお、③のうち、「後継者がいない」と回答した者の農地の合計面積は、	
0.2ha である。	

2 対象地区の課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は 3 経営体、認定新規就農者 1 経営体である。その他、人・農地プランにおいて 5 経営体が中心経営体に位置付けられている。中心経営体の引き受ける意向のある耕作面積が、75 歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積、後継者不明の農業者の耕作面積および後継者不在の農業者の耕作面積の合計を超えており、農地の受け手は確保されている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 3 経営体、非認定農業者 5 経営体、 認定新規就農者 1 経営体および現在の入り作者(他集落における中心経営体)が担うこ ととするほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受 け入れを促進することにより対応していく。

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区 (大川島)	令和3年3月19日	

① 地区内の耕地面積	40.8ha
② アンケート調査等に回答した農地所有者または耕作	者の耕地面積の 29.0ha
合計	
③ 区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計	11.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合	計 3.5ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向の	ある耕作面積の 8.02ha
合計	
(備考)	
③ i は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問]に対して、「そ
の他」と回答したものの農地の面積の集計	
③ ii は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問	に対して、アン
ケートに未回答もしくはアンケート未実施の者の農地の面	積の集計
なお、③のうち、「後継者がいない」と回答した者の農地	の合計面積は、
2.5ha である。	

2 対象地区の課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は 5 経営体、認定新規就農者 1 経営体である。中心経営体の引き受ける意向のある耕作面積が、75 歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積、後継者不明の農業者の耕作面積および後継者不在の農業者の耕作面積の合計を超えており、新たな農地の受け手は確保されている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 5 経営体、認定新規就農者 1 経営体 および現在の入り作者 (他集落における中心経営体)が担うこととするほか、隣接する地 域からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区 (下初田)	令和3年3月19日	

① 地区内の耕地面積		95.4ha
② アンケート調査等に	こ回答した農地所有者または耕作者の耕地面積の	56.5ha
合計		
③ 区内における 75 才	以上の農業者の耕作面積の合計	22.5ha
i うち後継者未定	の農業者の耕作面積の合計	1.4ha
ii うち後継者につ	いて不明の農業者の耕作面積の合計	12.6ha
④ 地区内において今後	後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の	61.95ha
合計		
(備考)		
③ i は、アンケートにお		
の他」と回答したものの		
③ ii は、アンケートにお		
ケートに未回答もしくは		
なお、③のうち、「後継		
0.7ha である。		

2 対象地区の課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者は7経営体であり、その他、人・農地プランにおいて3営体が中心経営体に位置付けられている。中心経営体の引き受ける意向のある耕作面積が、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積、後継者不明の農業者の耕作面積および後継者不在の農業者の耕作面積の合計を超えており、農地の受け手は確保されている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 7 経営体、非認定農業者 3 経営体および現在の入り作者(他集落における中心経営体)が担うこととするほか、隣接する集落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新日
	(地区内集落名)		
小山市	中地区	令和3年3月19日	
	(下河原田・生駒)		

① 地区内の耕地面積	135.3ha
② アンケート調査等に回答した農地所有者または耕作者の耕地面積の	83.6ha
合計	
③ 区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計	26.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12.1 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の	13.3ha
合計	
(備考)	
③ i は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、「そ	
の他」と回答したものの農地の面積の集計	
③ ii は、アンケートにおける農業後継者の有無を問う設問に対して、アン	
ケートに未回答もしくはアンケート未実施の者の農地の面積の集計	
なお、③のうち、「後継者がいない」と回答した者の農地の合計面積は、	
3.5ha である。	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75 才以上で後継者未定の農業者の耕作面積、後継者不明の農業者の耕作面積および後継者がいない農業者の耕作面積の合計が、「下河原田」では1.5ha多く、「生駒」では3.8ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(下河原田)

当集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織「下河原田営農組合」および現在の入り作者(他集落における中心経営体)が担うこととするほか、隣接する地域からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、基盤整備の区域においては、特に、担い手への集積を進める。

(生駒)

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 2 経営体、認定新規就農者 1 経営体 および現在の入り作者 (他集落における中心経営体) が担うこととするほか、隣接する集 落からの入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、基盤整備の区域においては、特に、担い手への集積を進める。